

発議第 1 号

特別委員会の設置について

地方自治法第 1 0 9 条第 1 項及び瑞浪市議会委員会条例第 6 条の規定に基づいて特別委員会を設置することについて、次のように瑞浪市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

提出者 議会運営委員会

委員長 成 瀬 徳 夫

瑞浪市議会議長 熊 谷 隆 男 様

特別委員会の設置に関する決議

本市議会に、次の特別委員会を設置するものとする。

特別委員会の名称	定数	設置目的	設置の期間
総合計画特別委員会	1 6 人	第 7 次瑞浪市総合計画策定に関する調査・研究を行う。	調査終了まで設置し、議会の閉会中も調査を行うことができるものとする。